

湖西市規則第 21 号

湖西市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 3 月 30 日

湖西市長 田内 浩之

湖西市情報通信技術を活用した行政の推進に関する  
条例施行規則の一部を改正する規則

湖西市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（平成 18 年湖西市規則第 51 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項第 2 号中「平成 13 年総務省・法務省・経済産業省令第 2 号」を「平成 13 年総務省令・法務省令・経済産業省令第 2 号」に改める。

第 10 条を第 11 条とし、第 9 条を第 10 条とし、第 8 条を第 9 条とし、第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（添付書面等の省略）

第 8 条 情報通信技術活用条例第 9 条第 1 項に規定する書面等及び当該書面等に係る確認の方法は、次の表のとおりとする。

書面等	確認方法
住民票の写し又は住民票記載事項証明書	個人番号カードに記録された電子証明書による確認、又は住民基本台帳ネットワークによる照会
不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）第 119 条第 1 項に規定する登記事項証明書	法人ベース・レジストリによる照会
商業登記法第 10 条第 1 項に規定する登記事項証明書	法人ベース・レジストリによる照会
別に市長が定める書面	別に市長が定める方法

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

